

# 愛教労 教員の多忙化解消のための提言2

愛知県教職員労働組合協議会

2016年10月24日

## はじめに

愛教労は、2016年8月22日に「教員の多忙化解消のための提言1」を発表し、法の定めをはるかに超えて限界に達している教員の長時間勤務の解消についての道筋を示しました。同年6月から始まった愛知県教委「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」会議でも、学校マネジメントの不全が指摘され、法や条例が歴然と存在するにも関わらず、教員にとって過労死レベルの働き方が「当たり前」で「仕方がない」ことになってしまっている現状が問題とされました。またその改革が急務であることが明確にされています。どれほど過重な業務であっても、「子どものため…」という枕詞がついたとたん「教育的である」「意義がある」として是認される風潮は、もはや各学校や市町村教委レベルでは改善不能です。

その教員多忙化の主たる要因が部活動にあることは、県教委も認めています。県多忙化解消プロジェクトチーム会でも、第5回からは部活動を中心議題として議論が進んでいます。とくに中学校における部活動の問題点が顕著で、その位置づけや運営の問題点が強調されました。

私たち愛教労は、学校が本来の機能である教科学習を中心にすえて運営されるべきだと考えます。スポーツや文化は否定されるものではなく、参加者と指導者の双方が自主的・自発的な要求に基づいて行われるものであるはずで、現在のように学校の部活動、すなわち教員の無償かつ強制的な過重労働を前提にした場所で運営されるものであってはなりません。「提言1」で示した多忙化解消案のうち、とくに部活動の問題をどのように改革していくか、という問題に焦点を絞り、教員のおかれた現状を実際に変革する道筋をつけるために以下の提言をします。

## 提言1 現状、過熱している部活動を直ちに制限すること

- ①.平成9年文部科学省発の「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」に例示された制限・抑制ルールの制定、基準・ガイドライン制定

(例)週2日休養日設定、土日休日の活動月あたり3日以内、

- ②.勤務時間外の活動を禁止すること。

(例)早朝練習の禁止、教員の休憩時間中の練習の禁止、土日祝日の練習の禁止、

平成9年12月に出された文科省の報告では、「一部に勝利至上主義の弊害が生じている例なども指摘されている」と記述されています。そこでは例示という形ではあるものの、過熱した活動を制限する極めて「常識的」なガイドラインが示されています。休養はスポーツ科学の観点でもフィジカル、メンタル両面から必要なものであり、プロスポーツ選手でさえ適切な休養日を設定しています。一部の部活動で時代錯誤的な精神主義で休みなしの練習が行われている現状は直ちに制限され、改善しなければなりません。これは教員の多忙化解消という側面のみならず、生徒の健全育成・安全確保の側面からも必要な措置です。

学校マネジメントの視点から部活動を見た場合、その活動の大部分は超過労働です。教員は給特法により、時間外勤務を命じられることはないため、これらの「業務」はすべて「自主的・自発的」とされています。しか

し、たとえ[自主的・自発的]であっても、労働基準法・労働安全衛生法の定めから、月80時間・100時間を超えるような超過労働を放置してはいけません。市町村教委、各校長は直ちにその責任を果たし、勤務時間を超えての部活動指導を中止させなければなりません。

## **提言2 部活動のあり方・運営を「学習指導要領」に沿ったものにする**

### ①.各種大会の削減、参加回数の制限、規模の縮小

(例)県外練習試合の禁止、異校種間練習試合(中学生対高校生)の禁止、合宿の禁止  
全国大会の廃止、各地方ブロック大会の廃止、年間参加大会数制限

### ②.競技・種目の制限

教育課程にない競技・種目の廃止……(例)新体操、弓道、薙刀等

中学校の部活動は学習指導要領に「位置づけられ」ましたが、それはあくまで「指導計画の策定等に当たって留意すべき事項」としてです。部活動が指導要領に「位置づけられた」ので、どれほどやってもよいということにはなりません。むしろ学習指導要領に記述された以上、そこに書かれたことが学校における部活動の基準になるはずであり、過熱しすぎている現状は抑制する必要があります。指導要領には、技能や技術、身体能力を高めることには全く触れられていません。とくに公立中学校の部活動はこの記述に沿うように運用されなければならないはずです。練習日・練習量を制限することで、生徒が休養し、余暇を楽しむ時間を保障すべきです。現実には過重な運動のためケガが絶えなかったり、部活動以外の趣味が全くもてなかったりする例は少なくありません。対外試合も範囲をごく近隣に制限すべきで、日本でどのチームが一番かを定める大会は必要ありません。一部の学校にある教育課程にない競技・種目の部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連を図ることができないならば廃止すべきです。

## **提言3 部活動の運営から「強制」を排除すること**

### ①部活動への生徒の「全員加入」禁止

### ②教員の部活動「全員顧問制」の廃止

県内の多くの中学校は、中学1年生は全員がいずれかの部活動に加入するいわゆる「全員加入」制を採っています。何か理由がなければ必ず加入しなければならない、という例が多いようです。その学校にある限られた競技・種目のうちいずれかを選択して「希望」しなければなりません。ほとんどの学校で運動部の比率が高く、文化部は吹奏楽、合唱、美術、などさらに限定されています。この全員加入制により生徒は早朝から夕方まで、土日休日まで学校に長時間拘束されることとなります。学校の運営機構もほとんどの生徒がいずれかの部活動に属していることが前提のしくみになっています。部活動はいつのまにか学習指導要領の「位置づけ」よりも異常に大きな比重を占めるものになっているのです。

教員にとってこの部活動顧問という業務は、全員顧問制の下で拒否することはできない＝やらざるを得ない業務となっています。やらざるを得ない業務ならば割振り変更の対象となるはずですが、これまで部活動指導をすべて割振った校長は皆無です。事実上の時間外労働であるにも関わらず「自主的・自発的」に行っ

いとされているのです。県教委・市町村教委も校長も、部活動指導が「自主的・自発的」だとするならば、直ちに全員顧問制は廃止すべきです。生徒の全員加入制を廃止することで、部活動をする生徒数も少なくなるので、指導する教員を少なくすることも可能となります。

部活動に参加しなくなった生徒と、部活動顧問とならない教師が、本当の意味で自主的・自発的に教育課程内の部活動以外の分野に取り組む姿が学校内に見られるようになるかもしれません。

## **提言4 部活動を学校から切り離し、新たな社会教育組織を構築すること**

部活動の指導体制を変更し、スポーツや芸術文化に参加するための教育の場を創設すること

ア.外部顧問の配置……部活動運営のルール・制限 部活マネジメント責任の明確化

指導理念・指導技術の専門的研修

イ.部活動の組織変更・廃止

学校教育からの切り離し 市町村教委が直接運営する社会体育・文化クラブの創設

スポーツに偏らない演劇・ダンス・文芸等の幅広い芸術文化

教職員が部活動の顧問となる際、学校事情により全く経験のない競技・種目を任されることがあります。安全管理・運営のみ行えばよいとしても、技術指導を求める生徒や保護者から苦情を受けたりすることで精神的ストレスが長時間労働に重なる最悪の状況となる場合があります。最近では文科省の施策もあり、技術指導ができる教員以外の方が、外部指導者や外部顧問といった立場で、部活動を指導することも増えてきました。このうち外部指導者はその人だけで部活の運営はできないため、顧問である教員が練習に付き添わなければなりません。外部指導者と部員が練習しているのを、事故対応のためだけにそこにいて見ていることになり、「自主的自発的」であるはずが一転精神的苦痛を伴う業務となるのです。また、その外部指導者の指導が過熱して練習日・練習時間が増えたりするとさらに時間外業務は増大します。技術指導とともに運営の主導権も握った外部指導者は、教員の長時間労働の大きな要因になってしまうのです。

これに対して名古屋市などが一部で配置した外部顧問は、教員が不在でも練習や試合の引率に従事することができるかとされています。外部顧問の配置を可能な限り進めることは、現状では有効な対策であると考えます。ただし、外部指導者の例と同様に、外部顧問の指導が過熱しないように、教育課程に基づいた運用とするためのルールや制限は必要です。また、学校教育の一環としての部活動である以上、外部顧問は指導理念や指導技術の専門的研修を定期的に受ける必要があるでしょう。

この対策により教員顧問の負担はかなり減ると考えられますが、学校の教育活動である以上、外部顧問と連携して部活動を運営する業務はなくなりません。名古屋市の例では、外部顧問が配置された部活動にも教員顧問が配置されたため、技術指導や試合引率の業務は減ったものの、予定表作成・試合日程調整・用品発注等といった部活動のマネジメント業務は、やはり教員顧問の時間外業務に依らざるを得ないケースが見受けられます。部活動そのものを学校教育から切り離して、市町村教委が直接運営する社会体育・文化クラブを創設することが、この問題の根本的な解決につながる道です。その際、現在の運動・スポーツに偏った状況を変え、部活動で提供されなかった幅広い文化、演劇・ダンス・文芸・写真・囲碁・将棋等にも参加できるような施策を打ち出すことが、子どものスポーツ文化要求と教職員の過重労働解消の双方に結びつく解決策になるはずです。

## おわりに

---

教員の多忙化解消を実現するには、超えなければならない高いハードルがいくつもあるようです。県多忙化解消プロジェクトチーム会議でも、第5回の議論からはすっかり学校マネジメントの視点が消えてしまい、部活動をいかに正常化するか、という話しにすり替わってしまいました。そこでは、部活動が学校体育の中で教育的意義が大きい、という視点からいくつかの問題が提起されました。……

- 1.「自主的・自発的」参加を追求する部活文化が形成されていない点
- 2.活動に科学的な視点が不足している点
- 3.外部指導者と教員との連携が不足している点、
- 4.外部指導者の研修ライセンス制がないため、学校教育の範囲内で活動とする制限が明確でない点
- 5.教員養成で中高教員免許に「部活指導論」がなく教員の経験にお任せとなっている点

……………など、体育科教育の面から問題点が指摘されました。

これらは、「部活動をどのように修正しながら維持していくか」という立場であって、第4回までの「学校マネジメントをきちんと機能させるべき」という立場とはまったく異なります。1.が教員の部活動顧問をするかしないかの選択権につながるのか、2.が過熱した練習の質や量を減らすことにつながるのか、いずれにせよ、すべての教職員の多忙化解消にはつながらない議論です。3.や4.などは教員に外部指導者と連携するという新たな業務をもたらすものに他なりません。5.は教員をいっそう部活顧問としての時間外労働に向かわせる根源となるもので、論外です。

今議論されるべきは「教員の多忙化解消」であって、部活動をどのように改善するかの議論ではありません。根本的に今の部活動のあり方をどのようにか変えれば教員の長時間労働が解消するのか否か、への回答をしなければならぬはずです。本務である教科指導やその関連業務だけで法定の7時間45分は超えている実態を考えれば、部活動をどのように「改善」しようとも必ず超過労働を生みます。法令どおりのマネジメントを求めるならば、部活動に教員が従事する道は選択できないはずです。

改革に踏み出せば、現在の「部活動」が大幅に縮小することになり、一時的には県民・保護者の批判も受けるでしょう。しかし、市町村教委が説明責任を果たすべく努力することで、法理に照らした改革への理解は必ず得られるでしょう。そして、現在とは別の組織としてスポーツ・文化を享受できる場を新たにつくることで、今よりいっそう豊かな活動を保障する道が開けるのです。

こうした改革により、今何ヶ月も連続で過労死レベルの働き方を余儀なくされている教員が救われることになるでしょう。人間らしく休養しリフレッシュする。余暇に趣味などをして自分を高める。多くの人とつきあって人生を豊かに広げていく。学校・教員の仕事においてもディーセントワークが実現することで、教育の質も高まっていくに違いありません。教員が本来の業務である教科指導に専念することで、今負担となっている研修にも意欲的に取り組めるでしょう。学校生活の様々な場面で子どもに向き合う時間もふえるでしょう。

この道が間違いなくより豊かな教育環境を作り出すことにつながり、ひいては本当の意味で子どもたちのためになると確信しています。そんな大きく夢のある変革を、私たち愛教労は求めています。

以 上